

内部管理基本方針の概要

当金庫は、経営方針に基づき、内部管理基本方針において、業務の健全性・適切性を確保するための体制を整備し、全役職員に周知しています。

内部管理基本方針の制定項目は、①この金庫の理事及び職員（「嘱託職員、パート職員、契約職員、出向職員、派遣社員及び代理店社員を含む」以下同じ）の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、⑤この金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制、⑥この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、⑦前号の職員のこの金庫の理事からの独立性に関する事項、⑧この金庫の監事の第⑥号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項、⑨この金庫の監事への報告に関する体制、⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、⑪この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、⑫その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制、としております。

リスク管理の体制

当金庫は、金融機関を取り巻く様々なリスクを適切に管理するため、リスク管理態勢、情報セキュリティ管理態勢の充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。こうした観点から平成18年6月にリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る組織・体制・規程等の整備並びに各種リスクを適正に把握・管理する態勢づくりに取り組んでいます。また、平成20年4月から統合的リスク管理を実施し、リスク管理体制の充実に取り組んでいます。

信用リスク	取引先の経営悪化により貸出金等の元本・利息が回収不能となり損失を被るリスク
市場リスク	資産・負債双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれらに関連するリスク
流動性リスク	市場の混乱等により取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」、金融機関の財務内容の悪化等により決済のための資金繰りがつかない場合や、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」
オペレーショナル・リスク	「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」から構成されているリスクで、主に事務の遂行に伴うリスク
その他のリスク	上記に含まれないリスク

当金庫のリスク管理体制

